

新潟県民有林造林事業竣工検査要領

令和4年6月24日 林第310号改正

第1 総 則

(趣旨)

第1条 新潟県民有林造林事業実施要領（以下「実施要領」という。）に規定する検査は、この要領に定めるところによる。

(検査員及び補助員)

第2条 検査員及び補助員（以下、「検査員等」という。）は造林地を所轄する地域振興局農林（水産）振興部長（新潟地域振興局津川地区振興事務所長の担当区域については、以下、「地区振興事務所長」と読み替える。）が指名する。

- 2 補助員は検査員の現地検査業務、書類検査業務を補助する。
- 3 検査員等は厳正かつ公平に検査を行わなければならない。
- 4 検査は2名以上の体制により実施することとする。ただし、地球測位システム（GNSS）の位置情報等を活用して確実に現地検査を行ったことが確認出来る場合は、1名体制による検査も可とする。

(検査の区分)

第3条 検査は書類検査及び現地検査により行うものとする。ただし、実施要領の運用5の(1)のアの(カ)の規定によるオルソ画像等が添付された申請の場合、第22条から第39条までに定める内容について、オルソ画像等で確認可能な場合は、現地検査を省略できる。

(検査の認定)

第4条 検査の結果、当該施行地が実施要領の規定に適合しないものであるときは竣工と認めず、不合格又は一部不合格である施行地で当該年度内に手直しを行ったものについては、再検査を行うものとする。

(検査調書)

第5条 検査員は、書類検査及び現地検査の結果を「民有林造林事業検査復命書」（別記1）に、申請ごとにとりまとめ、これに押印するものとする。

- 2 書類検査及び現地検査の場合は、検査した事項を「民有林造林事業検査内訳書」（別記2、以下「検査内訳書」という。）に記入する。

(検査調書等の保存)

第6条 前条の検査調書およびこれらに類する書類は、事業完了の翌年度から起算し

て5年間保存しなければならない。

(衛生伐の検査)

第7条 衛生伐の検査は、原則として別に定める新潟県森林病虫害等防除事業検査要領に準じて行うものとする。ただし、現地検査は第19条に基づき省略することができるものとする。

第2 書類検査

(書類検査の趣旨)

第8条 書類検査は、申請のあった施行地ごとに、主として申請書によりその記載内容が実施要領に定める採択要件に合致していることを確認することを目的として行うものである。

(森林所有者及び造林地の地番)

第9条 造林地の森林所有者及び地番を森林経営計画、土地課税台帳又は不動産登記簿等により確認する。

(面積の照査及び査定)

第10条 面積の検査は、申請面積と施業図を照査して行い、査定は検査面積に従って行う。

(施業図の照査)

第11条 施業図については、空中写真の活用等により、当該施行地及びその周辺林地の林地況の概要等の記載の当否を照査する。

(使用資材)

第12条 苗木については、苗木受払簿等により樹種及び本数を、その他の資材については購買伝票等により数量等を確認する。

(保育間伐の確認)

第13条 保育間伐のうち、伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の場合(12齢級以下の林分を除く。)で行ったものに係る施行地については、平均胸高直径調査表に基づき、伐採した不良木の調査野帳等により確認する。

(伐採木の搬出材積の確認)

第14条 伐採木の搬出材積については、原則として出荷先の入荷伝票、出荷伝票等により確認する。ただし、これにより難しい場合は、はい積写真及び検知野帳等により確認する。

(施業間隔及び重複申請の確認)

第 15 条 除伐・保育間伐・間伐・更新伐の施行地においては、過去 5 年以内の国庫補助事業による除伐・保育間伐・間伐・更新伐の実施の有無及び、他の国庫補助事業との重複申請の有無を確認する。

(現場監督費及び社会保険料等に係る加入状況の確認)

第 16 条 間接費を加算する施行地においては以下のことを確認する。

- (1) 現場監督費（現場労働者が雇用者により実施された場合）及び社会保険料等に係る労災保険料等の加入状況については、社会保険等の加入状況調査表に基づき、保険料の払い込み済み証明書等により確認するとともに、施行地を適宜抽出して出役者を作業日報等により確認する。
- (2) 現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあっては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況の記録を確認する。

(申請書等の確認)

第 17 条 申請書類等につき、第 8 条から前条までの事項のほか次の事項を以下の書類等により確認する。また、事業実施に同意していることについて、無作為に抽出した森林所有者等に対して確認する。

- (1) 事業主体としての要件を満たしていること。

ア 査定係数の適用に係る次の書類等

(ア) 森林経営計画、特定間伐等促進計画、実施権配分計画（以下「森林経営計画等」という。）等。

(イ) 人工造林及び樹下植栽等については、伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等

イ 特定森林再生事業の森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備に係る申請の場合は、森林所有者等との間で締結した協定書の写し

ウ 事業主体が森林法施行令第 11 条第 7 号に掲げる特定非営利活動法人等である場合は、施業実施協定書の写し

エ その他、事業主体の要件を満たすことを示す団体の規約等の写し等

- (2) 事業主体が森林所有者でない場合又は分収林契約に基づく造林者又は育林者として事業を実施する場合において、当該事業を実施する権限を有していること。

ア 森林所有者との受委託契約により事業を実施した場合は受委託契約書の写し（事業主体が森林経営計画又は森林施業計画の認定を受けた者である場合を除く）

イ 森林所有者等による整備が進み難い森林等について、分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林施業を実施

- した場合は分収林契約等の写し
- ウ その他、事業主体が事業を実施する権限を有することを示す協定書、同意書の写し等
- (3) 事業主体からの委任による補助金の交付申請及び受領（以下、「代理申請」という。）が行われた場合又は事業主体が事業主体以外の者に委託若しくは請け負わせて作業を実施した場合には、当該委任等の関係が存在すること。
- ア 事業主体からの代理申請に係る委任状の写し
- イ 事業主体と作業を実施した者との委託又は請負契約書の写し
- (4) (1)～(3)の契約書、協定書、同意書等については、原則として森林所有者の自筆署名によること（ただし、契約日が平成30年4月1日以降のものに限る。）。
- (5) その他要領の規定に照らして必要な事項。
- ア 事業の実施が確認される写真
- イ 市町村が請負に付して実行した場合は工事執行状況（新潟県林業関係補助事業検査要領別記「林業関係補助事業事務検査基準」を準用）
- ウ その他

第3 現地検査

(立会)

第18条 現地検査は、原則として申請者若しくは代理申請者又はそれらの代理人を立ち合わせて行うものとする。

(現地検査の省略)

第19条 次の施行地については、現地検査を省略することができる。ただし、ボランティア団体等による作業として申請された施行地は除く。

- (1) 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐（以下「間伐等」という。）の施行地であって、事業規模等の要件を満たす施行地のまとまり（以下「申請単位」という。）の数に応じ、次の方法により抽出された施行地を除く施行地。
- ア 申請者の1申請に係る申請単位の数が1つである場合は、当該申請に係る施行地数の1/10以上に相当する数の施行地を無作為に抽出した施行地。
- イ 申請者の1申請に係る申請単位が複数ある場合は、あらかじめ申請単位数に応じ無作為抽出する団地数を定め、無作為抽出された申請単位において、1申請に係る総施行地数の1/10以上に相当する施行地を無作為に抽出した施行地。
- (2) 人工造林、樹下植栽等の施行地であって、1施行地の面積が0.5ha未満のものについては、当該施行地のうち無作為に抽出するその1/10以上に相当する数の施行地を除く施行地。
- (3) 衛生伐の施行地については、無作為に抽出するその1/10以上に相当する数の施行地を除く施行地。

- (4) 地方公共団体、農林公社が実施した(1)及び(2)以外の施行地であって、1 施行地の面積が6 ha 未満のものについては、当該施行地のうち無作為に抽出するその1/10 以上に相当する数の施行地を除く施行地。
- (5) (1)、(2)、(3)および(4)以外の施行地であって、1 施行地の面積が3 ha 未満のものについては、当該施行地のうち無作為に抽出するその1/10 以上に相当する数の施行地を除く施行地。(ただし、森林作業道整備の施行地は除く)
- (6) 森林作業道整備(改良の場合および標準断面、標準設計が適用できない部分がある場合を除く)の施行地にあつては、1 申請に係る施行地の10%以上かつ全延長の10%以上に相当する施行地を除く施行地。

(現地検査省略の適用除外)

第20条 過去1年間の現地検査において、架空の申請をするなどの疑義が認められた事業主体に対しては第19条の規定を適用しないこととする。

(申請前現地確認)

第21条 申請者から別記3「申請前現地確認依頼書」の提出があつた場合は、交付申請書の受理前であっても現地確認を行うことができる。なお、この場合、確認依頼があつた施行地の中から、第19条に準じて現地確認を省略することができる。

- 2 申請前現地確認は検査員等が2名以上で実施すること。
- 3 申請前現地確認の結果、適切に施業が実施されたと判断された施行地(前項により現地確認を省略した施行地を含む)については、交付申請後の検査において、現地検査合格済みとして扱う。

(施行地の位置確認)

第22条 施行地の位置が、申請書に示された当該施行地の位置と合致するか、森林計画図、GNSS、GIS等で照合・確認するものとする。

(施行地の境界)

第23条 申請書に記載された施行地の区域については、周辺林地の林地況等により確認する。

- 2 施行地として認める区域は、現に施業対象となる樹種が植栽されている、又は、地拵が完了している区域とする。
- 3 森林環境保全整備事業実施要領に規定された以下の事業内容のうち、地表かき起こし、不用木の除去等一定の区域の一部に対して施業を行う場合、当該施業と一体として取り扱う樹木を包括する森林の区域を施行地の区域とする。
 - ・森林環境保全直接支援事業の樹下植栽等、除伐、保育間伐、間伐、更新伐
 - ・森林緊急造成の樹下植栽等、除伐
 - ・被害森林整備の樹下植栽等、除伐、保育間伐、間伐
 - ・重要インフラ施設周辺森林整備の樹下植栽等、除伐、保育間伐、更新伐

- ・保全松林緊急保護整備の樹下植栽等、除伐、保育間伐、更新伐
なお、ふるさとを育む森林づくり事業の同種の施業も同様とする。

(除地)

第 24 条 施行地内の植栽不可能地であつて、1 箇所の面積が 0.01ha 以上であるものは除地とし、造林面積からその面積を差し引くものとする。ただし、1 箇所の面積が 0.01ha 未満の植栽不可能地を数箇所合せて 0.01ha 以上となつても除地とはしない。なお、広葉樹や枯死木、樹洞木等を生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1 箇所の面積が 0.01ha 以上であつても査定面積に含めることができるものとするが、その場合の植栽不可能地の面積の合計は 1 ha 当たり 0.1ha を超えないものとする。

(測量成果の照合)

第 25 条 以下のいずれかの方法により、測量成果及び面積を確認する。

- (1) コンパス等による測量の場合は、2 個以上の測線又は対角線並びに方位角及び高低角を計測し、施業図及び測量野帳のデータの精度を確認する。なお、許容される誤差は、方位角及び高低角各 2 度、距離 5/100 とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。
 - (2) GNSS 等による測量成果の提出があつた場合は、2 箇所以上の測点を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される誤差の限度は座標値 3m 以内とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。
 - (3) オルソ画像等による場合は、提出されたオルソ画像とシェープファイルを GIS 等で比較し、施行地の位置等に差異がないことを目視で確認する。
- 2 前項による照合結果が、誤差の限度を超えるときは、検査員は申請者に再測量等を命じるものとする。
- 3 第 19 条(1)に規定する申請単位における各施行地の測量成果の照合結果が、誤差の限度を超えるときは、検査員は申請者に再測量を命じるとともに、当該申請単位地内の総施行地数の 1/10 以上に相当する数の施行地を無作為に抽出した施行地（第 1 項で照合した施行地を除く。）について、第 1 項及に準じて測量成果を照合するものとする。
- 4 施業図に地積図を用いる場合は、現地において国土調査の測量杭を確認し、当該地番の全体が実施区域となっていることが確認できれば、照合を省略することができる。

(植栽本数、保育本数の検査)

第 26 条 植栽本数の検査は、次のいずれかの方法（以下「植栽検査法」という。）によって行うものとする。

- (1) 施行地内の任意の植列において、植栽木 1 1 本の間隔の延長及びその植列に直角の方向に 1 1 本の間隔の延長をそれぞれ実測し、苗間列間距離の平均値から、次

の早見表により植栽本数を算出する。

- (2) 施行地内の任意の場所に標準地を設定し、その区域の全植栽本数で植栽本数を算出する。

植付本数早見表

ア 方形植栽

(1 ha=10,000m²当たり)

列間距離 苗間距離	1.0	1.2	1.4	1.6	1.8	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8	3.0
1.0	10,000										
1.2	8,333	6,944									
1.4	7,143	5,952	5,102								
1.6	6,250	5,208	4,464	3,906							
1.8	5,556	4,630	3,968	3,473	3,086						
2.0	5,000	4,167	3,571	3,125	2,778	2,500					
2.2	4,545	3,788	3,247	2,841	2,525	2,273	2,066				
2.4	4,167	3,472	2,976	2,604	2,315	2,083	1,894	1,736			
2.6	3,846	3,205	2,747	2,404	2,137	1,923	1,748	1,603	1,479		
2.8	3,571	2,976	2,551	2,232	1,964	1,786	1,624	1,488	1,374	1,276	
3.0	3,333	2,778	2,381	2,083	1,852	1,667	1,515	1,389	1,282	1,190	1,111

(注) 苗間および列間距離は、水平距離

イ 正三角形植栽 (1 ha 当たり)

苗間距離(m)	植付本数	列間距離(m)	苗間距離(m)	植付本数	列間距離(m)
1.0	11,547	0.87	2.6	1,708	2.26
1.2	8,019	1.04	2.8	1,473	2.43
1.4	5,891	1.22	3.0	1,283	2.60
1.6	4,511	1.39	3.5	943	3.04
1.8	3,564	1.56	4.0	722	3.47
2.0	2,887	1.74	5.0	462	4.36
2.2	2,386	1.91	6.0	321	5.21
2.4	2,005	2.08			

(注) 苗間および列間距離は、水平距離

2 保育施業の本数検査は、次のいずれかの方法（以下「保育検査法」という。）によって行うものとする。

- (1) 施行地内の任意の場所に標準地を設置し、その区域の全本数を算出する。
- (2) 施行地内の標準と思われる任意の林列を帯状標準地とし、本数を算出する。
- (3) 全数調査により本数を算出する。

(枯損率)

第 27 条 枯損率は、植栽検査法による枯損苗の本数を確認し、枯損苗本数を植栽本数で除して算出する。

2 前項により算出した枯損率が 20%未満であるときは、植栽本数をもって査定本数とする。

3 枯損率が 20%を超えるものは竣工と認めないものとする。

(樹種区分)

第 28 条 1 施行地に適用標準単価の異なる 2 樹種以上が植栽されている場合には、実測又は本数比により面積を区分する。

(地拵えの状況)

第 29 条 地拵えの状況は、その後の保育作業の実行に支障がなく成林可能な程度に実施されているかを踏査確認する。

(樹下植栽等の検査)

第 30 条 樹下植栽等の施業のうち、地表かき起こしについては、地表かき起こしの状況を踏査確認する。また、支障木除去、不良木淘汰及び不要萌芽の除去については伐採本数を保育検査法により検査する。

(補植の検査)

第 31 条 補植については、補植前の枯損率を写真等により確認するとともに、補植状況について本数検査法により補植率（補植本数／補植後の植栽本数）を確認することに加え、苗木受払簿等により購入した苗木の本数が補植本数を上回っていないことを確認する。

(林齢の確認)

第 32 条 林齢の確認は、当該施行地の植栽年からの逆算又は森林簿、伐根の年輪等によるものとする。

(下刈りの検査)

第 33 条 下刈りの検査は、雑草木の刈払いが植栽木等の生育を促進するために適切に行われているかどうかを確認するものとする。

(雪起こし及び倒木起こしの検査)

第 34 条 雪起こし及び倒木起こしの検査は、雪圧倒伏木が適切に起こされているかを確認するものとし、雪起こし（倒木起こし）本数を保育検査法により検査して、雪起こし（倒木起こし）本数を現存成立本数で除した起こし率を算出する。

2 補助対象面積は、起こし率に被害区域面積を乗じて求める。

3 被害区域面積は、被害木のある小班又は同一の施業が可能な区域を単位とする。

(森林整備の本数の検査)

第 35 条 森林整備の本数の検査は、不用木の除去、不良木の淘汰が適切に行われているかを確認するものとし、不良木の淘汰の実施率は保育検査法により、伐採本数を確認して算出する。

(枝打ちの検査)

第 36 条 枝打ちの検査は、枝葉の除去が適切になされているかを確認するものとし、枝打ち実施木の本数を保育検査法により検査する。

(伐採木の搬出材積等の現地確認)

第 37 条 間伐等における伐採木の搬出材積については標準地調査法等により、施行地内の伐採率、搬出木の伐根、林地残材等の状況から搬出材積を推計し、補助申請上の搬出材積と照合し確認するものとする。

2 伐採の形態や搬出方法が補助申請と合致するか確認するものとする。

(森林作業道の検査)

第 38 条 森林作業道の検査は、別に定める新潟県森林作業道開設基準により行うものとし、第 5 条第 2 項及び第 39 条の規定は適用しない。

2 当該作業道整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定されていることを確認する。

(付帯施設整備（剥皮防護資材設置）の検査)

第 39 条 付帯施設等整備（剥皮防護資材設置）の検査は、施工高さ及びテープの結束状況等により事業の目的が達成できることを確認する。

2 実施木の本数は保育検査法により検査する。

3 当該付帯施設等整備（剥皮防護資材設置）と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定されていることを確認する。

(施業図等への記入)

第 40 条 施業図に下記事項を記入し、検査内訳書に添付するものとする。ただし、GNSS データが記録された検査写真等により検査位置を特定することができる場合は、当該データを整理し、下記記入事項と同程度の可読性を担保することで省略することができる。

(1) 検査員等が検査のため踏査したおよその経路

(2) 検出した線又は検出点

(3) 植栽検査法及び保育検査法を行ったおよその位置

(写真)

第 41 条 検査時における、検査員等及び立会人並びに検査状況（測量成果、伐採本数、選木状況、施行状況等）の写真を撮影し、検査内訳書に添付するものとする。
なお、これらの写真は、原則として位置情報が確認できるものとする。

(本庁確認検査)

第 42 条 竣工検査の信頼性を確保するため、現地検査を実施した施行地について、必要に応じて林業土木工事検査監等による無作為抽出確認を行うものとする。

附 則

この要領は、平成 20 年度事業から適用する。

この要領は、平成 21 年度事業から適用する。

この要領は、平成 23 年度事業から適用する。

この要領は、平成 24 年度事業から適用する。

この要領は、平成 25 年度事業から適用する。

この要領は、平成 26 年度春期申請事業から適用する。

この要領は、平成 28 年度春期申請事業から適用する。

この要領は、平成 28 年 6 月 23 日から適用する。

この要領は、平成 29 年 8 月 21 日から適用する。

この要領は、平成 30 年 6 月 29 日から適用する。

この要領は、令和元年 6 月 12 日から施行し、令和元年度事業から適用する。

この要領は、令和 2 年 6 月 30 日から施行し、令和 2 年度事業から適用する。

この要領は、令和 2 年 8 月 31 日から施行し、令和 2 年度事業から適用する。

この要領は、令和 3 年 10 月 5 日から施行し、令和 3 年度事業から適用する。

この要領は、令和4年6月24日から施行し、令和4年度事業から適用する。